

一般廃棄物処理業許可証



住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地) 京都市山科区東野門口町48番地	許可年月日 平成28年4月1日	許可番号 一廃第31号	<p>1 許可条件</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。), 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。), その他関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) ①を収集運搬する車両を用いて京都市域外の廃棄物を収集運搬しないこと。</p> <p>(3) ①を収集運搬する車両を用いて産業廃棄物を収集運搬しないこと。</p> <p>(4) ①を本市クリーンセンターに搬入する場合の搬入時間帯及び搬入台数は別紙のとおりとする。</p> <p>(5) ②は, 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定されているものであり, 同法同条第4項に定める事業者から排出されたものに限る。</p> <p>(6) その他市長の指示に従うこと。</p>
氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 竹之内運送株式会社 代表取締役 竹之内 米貴	<p>京都市長 門川大作</p> <p></p>		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。			
取扱廃棄物の種類 ①ごみ(特別管理一般廃棄物を除く。) ②食品廃棄物			
作業区分 収集・運搬(積替保管を含まない。)			
許可の有効年月日 平成30年 3月31日			
許可の変更の状況			

1 許可条件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。), 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「条例」という。), その他関係法令を遵守すること。

(2) ①を収集運搬する車両を用いて京都市域外の廃棄物を収集運搬しないこと。

(3) ①を収集運搬する車両を用いて産業廃棄物を収集運搬しないこと。

(4) ①を本市クリーンセンターに搬入する場合の搬入時間帯及び搬入台数は別紙のとおりとする。

(5) ②は, 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第3項に規定されているものであり, 同法同条第4項に定める事業者から排出されたものに限る。

(6) その他市長の指示に従うこと。

2 搬入先

① 本市クリーンセンター
② 株式会社水口テクノスリサイクルセンター
滋賀県甲賀市水口町松尾362-28

3 手数料

処理手数料は, 条例に定める額を超えて徴収してはならない。ただし, ②を水口テクノスリサイクルセンターに搬入する場合についてはこの限りではない。

4 許可の取消し又は業務の停止

法, 条例, 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則又は許可条件に違反する行為をしたときは, 許可の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

業務の停止の間, 市は他の業者に当該業務を代行させることがある。この場合に生じた損失に対して, 市はその責を負わない。

複製厳禁